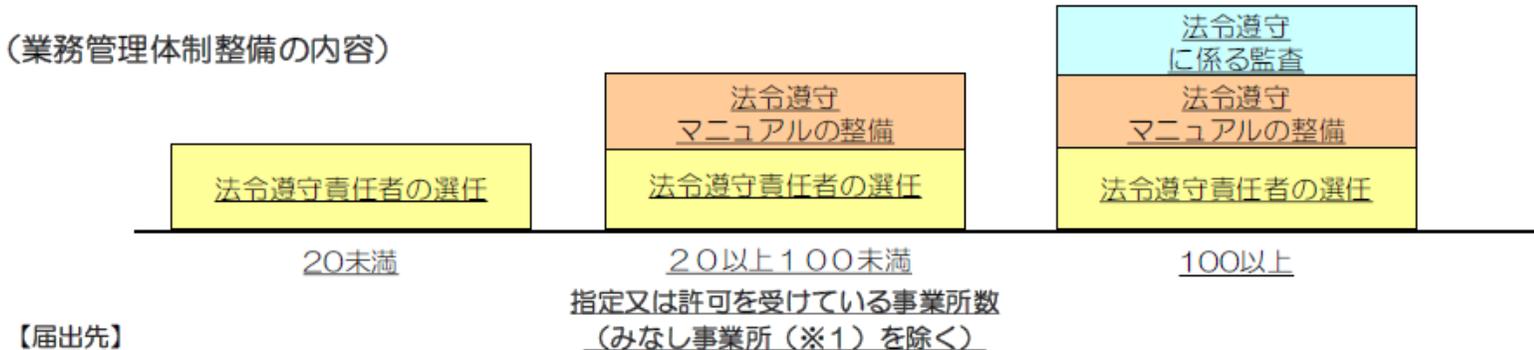


## ◆業務管理体制とは

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ります。



【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。  
また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く(届出先は⑥都道府県知事のまま)

# 業務管理体制届出システムの運用開始について

## ◆業務管理体制に関する確認検査について

### ○一般検査

運営指導の実施に併せて実施

### ○特別検査

事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施

※役員等の不正行為への組織的関与が認められた場合は連座制の適用となり、  
同一サービス類型内の新規指定及び既存の他事業所の指定更新が行われません。

★事業者が質の高いサービスを提供していくためには、法人役員、法令遵守責任者及び各事業所の管理者が自ら法令等遵守の重要性について認識を深め、率先して改善を図っていくことが重要です。

# 業務管理体制届出システムの運用開始について

## ◆業務管理体制整備に関する届出

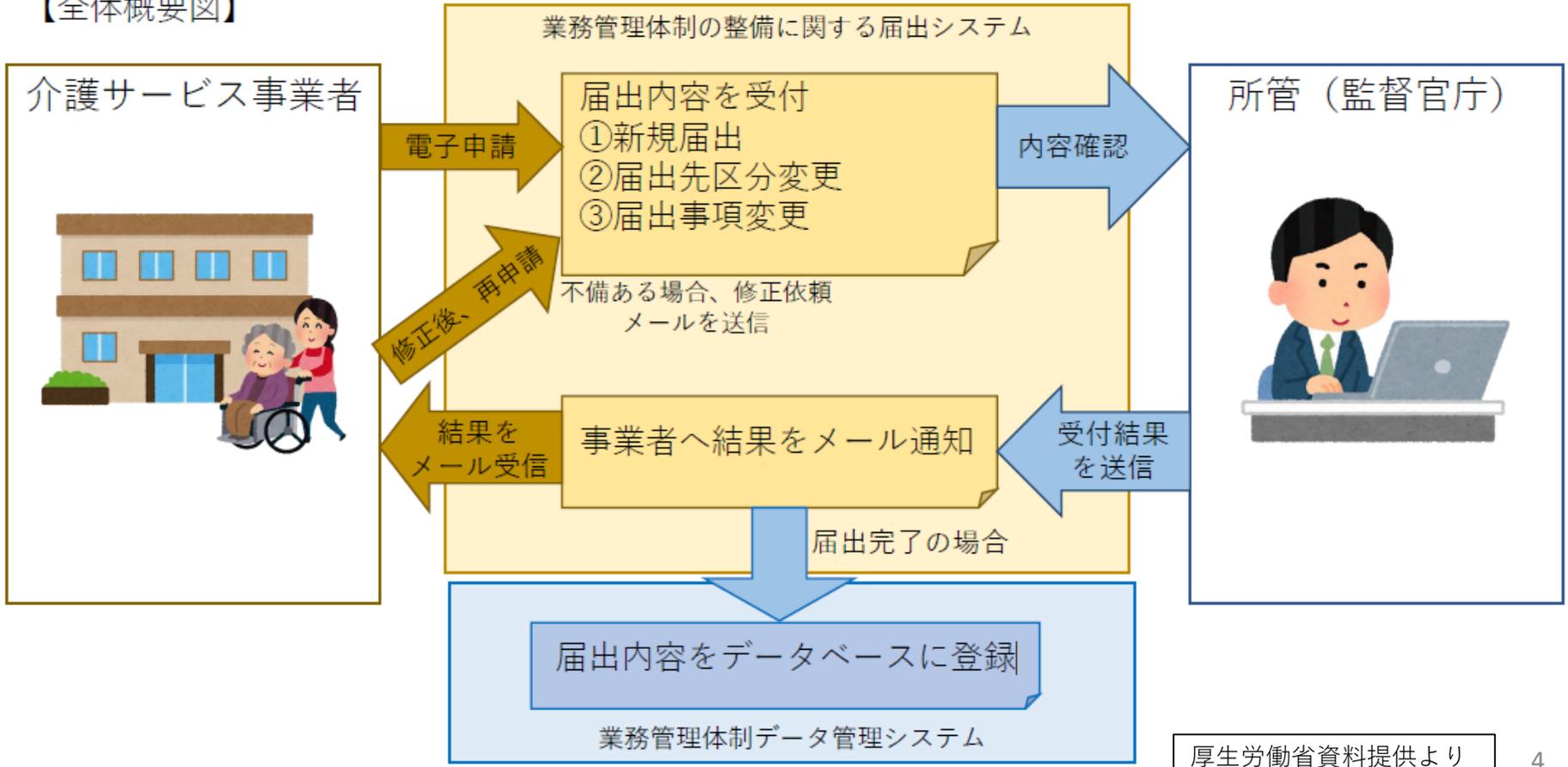
【届出が必要となる事由】

届出が必要となる事由	提出期限
新規に業務管理体制を整備した場合	遅滞なく
業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等、事業展開地域の変更により届出先区分の変更が生じた場合 (例：市町村→県、県→厚生労働大臣への変更) ※変更前及び変更後の行政機関の双方へ届け出てください。	遅滞なく
届出事項に変更があった場合（例：法令遵守責任者の変更） ※次のような場合は、変更の届出は不要です。 ・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響のない軽微な変更の場合	遅滞なく

# 業務管理体制届出システムの運用開始について

◆令和5年3月28日（火）から「業務管理体制の整備に関する届出システム」の運用が開始され、電子申請書による届け出が可能となりました。（届出システム運用開始後も、従来どおり郵送等による届け出は可能です。）

【全体概要図】



# 業務管理体制届出システムの運用開始について

## ◆届出システムURL

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

### 【利用端末の動作環境】（令和5年1月時点）

インターネットブラウザ → Microsoft Edge、Chrome、Safari

## ●新規参入する事業者が届出システムを利用して届出を行う場合

上記URLにアクセス後、「初めて本システムを利用される方へ：新規に届出を行う場合はこちら」から必要な手続きを行ってください。

## ●既存事業者（事業者（法人）番号発行済み）が届出システムを利用して届出を行う場合

上記URLにアクセス後、「既に事業者番号（Aから始まる番号）をお持ちの場合はこちら」から必要な手続きを行ってください。

※手続きの詳細等は「業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル～事業者版～」をご確認ください。

【トップページ＞組織から探す＞福祉環境部＞高齢者福祉課＞介護保険（事業者向け）＞業務管理体制について】